

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）検討結果

<p>(1)参画と協働の原則 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (参画と協働の原則) 市民及び市は、第 条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>【条例案】 (参画と協働の原則) 第 条 市民及び市は、第 条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>【条例解説原案】 この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p> <p>【条例解説案】 この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>
<p>(2)まちづくり参画の 権利 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。 市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由に差別的な扱いを受けないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (まちづくり参画の権利) 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>【条例案】 (まちづくり参画の権利) 第 条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>【条例解説原案】 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があるとともに、参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p>

	<p>また、「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」などがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p>【条例解説案】 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」などがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p>市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p> <p>【条例案】 (満20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利) 第 条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>【条例解説案】 満20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。</p>
(3)まちづくりに関する市民の責務 (基本構想、条例案及び条例解説案等)	<p>【基本構想】 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (まちづくり参画における市民の責務) 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければならない。</p> <p>【条例案】 (まちづくり参画における市民の責務) 第 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。また、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務と</p>

	<p>しています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。</p> <p>また、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。</p>
<p>(4)まちづくりに関する自治体の責務 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。</p> <p>市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】</p> <p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p>【条例案】</p> <p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第 条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>さらに、行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参画について定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>さらに、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>